

平成 29 年度 北鎌倉隧道安全対策検討業務委託仕様書

1 総 則

本仕様書は、「北鎌倉隧道安全対策検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目 的

本業務は、北鎌倉隧道に所在する尾根の文化財的価値の保全と隧道の安全な通行を確保する方策を検討するため、平成 28 年度北鎌倉隧道安全対策検討業務（以下「H28 年度業務委託」という。）において取りまとめられた 3 つの安全対策工法案（①小型自動車が行き可能な方策、②救急車が通行可能な方策、③歩行者のみが行き可能な方策）について、本市の最終案の決定に資する成果を取りまとめることを目的とする。

3 施行箇所

鎌倉市山ノ内字 520 番地外 先

4 施行期間

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日までとする。

5 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 対策工法の検討

対策工法の検討では、H28 年度業務委託において取りまとめられた 3 案について、次の事前調査を実施し、その結果を基に対策工法の検討を実施する。

(ア) 事前調査

① 地形測量

北鎌倉隧道上部の尾根を含む 40m×30m の範囲を基本とし地形測量を行なう。なお、対策工法の検討において、測量区域等の変更が生じた場合はその限りではない。

② 地質調査

ア) ボーリング調査及び原位置試験

隧道内の雁行クラックの状況を確認するためのボーリング調査を実施する。また、ボーリングで採取した試料を基に孔内水平載荷試験（高圧載荷）を 3 回実施し、岩盤強度を把握する。

ボーリング調査にあたっては、隧道の劣化状況を考慮し大船駅側坑口部上部から行う。

また、調査に伴い仮設等を設置する場合、関係機関との協議に要する資料作成を行なう。

イ) ボアホールカメラ撮影

亀裂の位置、状況を確認するため、現地試料採取及び原位置試験の際の削孔(66mm)を 86mm に拡大し、その削孔を利用したボアホールカメラ撮影を実施し、展開画像を作成する。

ウ) 室内岩石試験

隧道の土質に係る物理特性及び力学特性を把握するため、ボーリング

調査で採取した試料を用いて、物理試験（密度試験、吸水試験）及び乾湿繰り返し及び三軸圧縮試験を実施すること。

なお、各試験に使用する試料については、3試料を採取する。

(イ) 解析業務

(ア) 事前調査から得られた室内岩石試験及び原位置試験のデータを利用し、二次元弾塑性 FEM 解析を1断面（1ケース、3ステップ）実施する。

(ウ) 対策工法の検討

①前提条件の整理等

H28 年度業務委託の成果及び (ア) 事前調査結果を踏まえ、対策工法の検討に必要な前提条件を再度整理するとともに、業務計画を作成し発注者の承認を得る。

②対策工法の比較検討と対策工法の設計

上記、「①前提条件の整理等」及び H28 年度業務委託の成果を踏まえ、ア) 小型自動車が行き可能な方策、イ) 救急車が行き可能な方策、ウ) 歩行者のみが行き可能な方策の3方策について、施工性、経済性、景観との整合などの観点から比較検討を行うとともに、基本設計レベルの対策工法の設計を行なう。

なお、対策工法の設計では、隧道内の排水処理、地下水の影響についても検討を行う。

③対策工法の検討に係る図書等の作成

対策工法の検討に係る図書等として次の図書等を作成する。

なお、作成にあたっては、技術基準、打合せ記録簿等を基に照査を行う。

ア) 設計図面

イ) 構造計算書

ウ) 概算費用

(2) 危険木の伐採計画

(ア) 危険木の抽出

北鎌倉隧道上部の尾根部の樹林等において、H28 成果を基に踏査し危険木を抽出する。抽出された危険木については、テープ等によるマーキングを施すと同時に、樹種、胸高（目通り）直径、樹高、本数等を記録する。

(イ) 伐採計画及び伐採後の対応立案

危険木の抽出結果について、危険度に応じた伐採計画及び伐採後の対応策を立案する。

(3) 意見を聞く会等の対応支援

本市が最終案の決定の参考とするため、地元住民等を対象に開催する「意見を聞く会（1回実施）」の運営及び説明用資料の作成等の支援を行う。

(4) その他

本業務を円滑に遂行するにあたり必要な助言、検討、資料作成について、受注者のバックアップ体制による支援を行う。

及び乾

を利用
する。

兼工法
を作成

まえ、
、ウ)
景観
への対

につい

を行

危険
ング
する。

対応

見を

受注

6 協議・打合せ

打合せは、本業務着手時、中間2回、各回委員会前、意見を聞く会等開催前、成果品納入時の8回程度とする。

7 業務の進め方

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図・目的を十分理解し、適切な人員を配置し、発注者との連絡を密にして最高技術を発揮するように努めなければならない。
- (2) 受注者（管理技術者）は、適宜、発注者と打合せを行い、業務の内容を確認すること。
- (3) 受注者は、本業務を実施するにあたり、仕様書に記載のない事項を実施する必要がある場合は、発注者と協議のうえ定めるものとする。
- (4) 本業務に係わる資料・成果品等については、内容が外部に漏れることのないように慎重に取り扱うこと。

8 法令等の遵守

法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。

9 工程管理等

受注者は契約後、契約日より7日以内に作業内容を規定した計画工程表を作成し、発注者に提出した上で承認を受けるとともに、各工程の項目ごとに進捗状況を報告すること。

また、同じく契約締結の日から7日以内に本業務の管理技術者を定め、発注者に通知すること。

10 再作業

本業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者と相談の上速やかに訂正、補足その他の処理を行うこと。

11 成果物

- (1) 北鎌倉隧道安全対策検討業務報告書 製本 3部
- (2) 議事録等 一式
- (3) 作成図面、作成資料 一式
- (3) 電子成果品 一式
- (3) ボーリングコア及び各種試験結果 一式
- (4) その他発注者が指定したもの

12 その他

(1) 検討結果等の公表

本市が適切な隧道整備の方法を選択するための資料とするとともに、本業務により得られた結論は公表する。また、検証過程で作成した資料及び議事概要は個人名等を除き情報公開の対象とする。

(2) 資料の貸与及び返却

- ア 発注者は、仕様書に定める検討の図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- イ 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに発注者に返却し、複写したものを破棄するものとする。
- ウ 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万が一損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- エ 受注者は、守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

以上